

国民保護計画に基づくミサイル発射情報に関する区の対応について

(付議の要旨)

国民保護計画に基づき、弾道ミサイルの発射情報が発信された際の区の初動対応について、以下の通り整理したので報告する。

1 区の対応について

ミサイル発射情報への対応  
初動体制及び職員参集等

状況	Jアラートの作動の有無	ミサイル発射対応		議会・区民への情報提供	報告	
		体制	職員参集		区長	副区長 教育長
発射予告(場所未定、日程公表)	無	危機連絡会議体制 (情報連絡体制)	状況に応じて	状況に応じて	有	有
日本の排他的経済水域外に落下	無	危機管理室連絡体制 (警戒待機者を含む)	無	無	無	無
日本の排他的経済水域内に落下			無	無	状況に応じて	状況に応じて
日本上空(関東・中部圏以外)を通過	無	事実確認後、速やかに開催する。 危機管理対策委員会の主要メンバーによる対策会議 危機管理対策委員会体制 (危機連絡会議体制(情報連絡体制)自動参集)	・危機管理室職員 ・左記会議メンバー	無	状況に応じて	状況に応じて
関東・中部圏上空を通過	有					
日本国内(関東・中部圏以外)に落下	無					
中部圏内(新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重)に落下	有			有	有	有
関東圏内(東京、神奈川、埼玉、千葉、群馬、栃木、茨城)に落下				災害対策本部体制 (国民保護対策本部体制)	・危機管理室職員 ・左記会議メンバー ・状況により指定する職員	

## 2 議会への情報提供

区民等への影響を考慮した情報提供のあり方等について、各体制にて協議し、区長、副区長、教育長など組織のトップへの意思確認をして、迅速な議会への情報提供に努める。

## 3 区民への情報提供

ミサイルが発射され、区民等に影響がある場合は、全国瞬時警報システム(Jアラート)により、内閣官房から発信された緊急情報を防災行政無線より提供する。その後、適宜防災行政無線、災害・防犯情報メール、ホームページ、ツイッター等を活用して情報提供する。

### 【参考】

#### 世田谷区国民保護計画に基づく参集体制

体制	参集要員
危機連絡会議体制 (情報連絡体制)	座長 危機管理室長 委員 政策企画課長、広報広聴課長、総務課長、 災害対策課長、危機管理担当課長、 地域振興課長、 その他、座長が指名した課長
危機管理対策委員会体制	委員長 区長 副委員長 副区長、教育長 委員 政策経営部長、総務部長、区長室長、 管轄の総合支所長、危機管理室長、 その他委員長が指名した部長  < 緊急時の会議主要メンバー > 区長、副区長、教育長、政策経営部長、総務部長、 危機管理室長
区国民保護対策本部体制 (国の武力攻撃事態認定前は 区災害対策本部体制)	本部長、本部員及び本部職員 (本部職員は、区地域防災計画に準じて別途定める 「非常配備態勢」の基準に基づき参集する。)

## 4 今後の予定

平成29年9月7日 災害・防犯・オウム問題対策特別委員会への報告